



税 の お 話

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区の皆さん こんにちは

名古屋税理士会名古屋東支部支部長の二ノ宮でございます。

節分も過ぎ平成23年もいよいよ本格的にスタートです。卯年に因んで輝かしい跳躍(飛躍)の年にしたいものです。

私たち税理士もこの地域経済の活性を取り戻したい、そして明るく安心して暮らせる地域にしたいと日常業務以外にも日々様々な活動を続けているところでございます。

この広報誌「翼」は我々税理士の活動を少しでも多くの皆さんに知っていただき、皆さんと一緒に経済のこと、税金のことを考え、共に成長し名古屋経済の情報発信の中心となるべく翼を持った東区にしたいという想いから創刊されたものです。

私たち税理士会はこれからも地域の皆さんのお役に立てるよう様々な活動を続けて参ります。どんな小さなことでも是非税理士にご相談ください。それこそが私たち税理士の喜びであり明日への活力の源となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、この広報誌発行に多大なるご支援を賜りました、提供スポンサーの各企業様には紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 二ノ宮 将彦



税理士会名古屋東支部の紹介・行事

私たち、「名古屋税理士会 名古屋東支部」は、東区内に税理士事務所を構える228名の会員により構成されています。東区民の皆さんに、税に関してより知識と理解を深めていただき、また税理士を身近に感じていただくために、様々な行事・活動を行っております。

日頃の活動として、税務相談所を開設し小規模事業者の方々の記帳指導などを行っています。

年間行事として、10月の「なごやかまつり・ひがし」に出展、11月中旬の税を考える週間にイオンナゴヤドーム前ショッピングセンターで無料税務相談会の開催、1月を中心に10の学校に「租税教室」の開催、2~3月の「確定申告期における無料税務相談」の開設等を行うことにより、区民の皆さんのお役に立つべく活動を行っております。

平成22年度東支部開催の行事

平成22年10月17日(日) 東区民祭り

記／上柳 雄介 会員



昨年10月17日(日)、無事天候に恵まれ、東区区民祭り(なごやかまつり・ひがし)に5回目の参加をさせて頂きました。今回は名古屋税理士会名古屋東支部をよりアピールするために横断幕と、のぼり幕を新たに用意しました。

私どもは、区民祭りの開催時間は短いながらも、区民の皆さんと接し、明るい雰囲気の中で、税理士という存在や税金について知って頂く貴重な場と考えています。

ブースの出展内容ですが、これまでの企画を一新し、税金クイズやじゃんけんを交えた「すごろくゲーム」を行いました。参加待ちの長蛇の列ができ、長い時間お待たせしてしまいましたが、124の方に参加して頂き、ゲームや賞品の内容に喜んで頂くことができました。

そして、ブース内の活動とは別に、「税理士



新聞を作成し、配布しました。お読み頂いた方は税理士の存在や仕事の内容がおわかり頂けましたでしょうか。過去のものも含めまして、「税理士新聞」は当支部のホームページ(http://www.tax-higashi.jp/02_katsudou/katsudou.html)に掲載していますので、どうぞご覧下さい。

また、当支部がどのような活動をしているのかをどの程度区民の皆さんのが存知なのか、区民祭り会場内でアンケートを行いました。

さらに、恒例となりましたが、中央ステージにて我が支部ウクレレ隊(衣浦一番)が新たに女性メンバーを加え、演奏を披露しました。盛り上がりました! ご覧頂いた方から、「税理士さんやるね~っ!」、「税理士さんのイメージが変わった!」とのお声をお寄せ頂きました。演奏者も感激です。

今年も区民の皆さんに少しでも税理士を知って頂き、ブースを楽しんで頂けますよう努めて参ります。



一般的に税理士と言えば、企業や個人経営者の依頼を受けて、税務申告や各種税務相談を受けたりすることが主な仕事のように思われていますが、社会貢献活動の一つとして、地域の皆様に向けた活動等（無料税務相談会、租税教室の開催、会報紙の発刊等）にも力を注いでいます。

これらの中で、租税教室とは我々税理士が、地域の各学校等に出向き、租税に関する授業を行うもので、その目的は、子供たちに租税の意義、役割、機能、仕組みなどについて正しい知識と理解を持ってもらうことにあります。

我々東支部は、租税教室の取り組みを積極的に進めていこうと、平成18年度から東区内にある小学校をはじめ中学校や高等学校においてもこの租税教室の授業を受け持たせていただいており、担当講師が、それぞれのパーソナリティーを活かしながら独自のフリップや税に関するアニメビデオなどを教材として、児童、生徒の皆さんに税を楽しくわかりやすく説明することに努め

ています。

また、最近特に小学校の租税教室においては、今話題になっている消費税の増税の問題や国債発行残高の増加、将来の少子化対策など税が関係する社会問題にも関心が高く、質問等も多くあり、担任の先生からは、租税教室で学んだ内容などを中心として、後に時間をとってクラスで話し合いをしてみたいという学校もあり、租税教室も以前と比べより積極的で内容の深いものになってきたように思います。

これからも、子供たちが少しでも税に関心を持つきっかけになるよう短い授業の中で我々税理士にできることを考えていきたいと思います。



税金のこと、知つてもらいにボクらが行き ます！ 東区の 小学校

中学校 高等学校



桜丘中学校



平成22年
5月7日
金曜日

担当講師／野々山 浩 会員

東白壁小学校



平成22年
12月14日
火曜日

担当講師／溝口 雅久 会員

筒井小学校



平成22年
12月16日
木曜日

担当講師／野々山 浩 会員

愛知商業高校



平成23年
1月12日
水曜日

担当講師／川島 潤 会員

旭丘小学校



平成23年
1月19日
水曜日

担当講師／和田 義雄 会員

東桜小学校



平成23年
1月20日
木曜日

担当講師／安藤 賢史 会員

山吹小学校



平成23年
1月20日
木曜日

担当講師／大島 久直 会員
佐野 公彦 会員
長坂 仁志 会員

「租税教室」を終えて

「今日はこんなに大勢の皆さんの中で話すことになり、少し緊張していますがよろしくお願ひします……」こんな書き出しが準備していた租税教室の原稿はまったく意味のないものでした。

私たち税理士は、普段、税務申告や税務相談などの仕事をしている傍ら、税に対する理解を深めていただくため、地域の小学校、中学校、高等学校において租税教室を開催しています。

しかし、租税教室で実際に教壇に立ち、子どもたちの前で話すことに慣れている税理士ばかりではなく、緊張して準備していたことのほとんどが役に立たなかったという経験をした人もいます。

実際、私が担当したのは小学六年生での租税教室でしたが、四十五分という時間は非常に短いものに感じられました。初めての租税教室では、準備していた授業内容をこなすことに精いっぱい、子どもたちの反応もあまり感じられないほど、緊張していました。二度目の教室では、授業内容はもとより、子どもたちとの

受け応えも重視して時間を取りることができ、「知っている税金の種類を教えてください」という質問に対しては、多くの手があがりました。

学校の先生方からは「初めてにしては上出来でしたよ」と言っていたましたが、子どもたちにとって貴重な授業の一つであり、生半可なことはできないと感じました。

租税教室が終わったあとには先生や子どもたちにアンケートをお願いし、感想や要望をお聞きしています。今後もよりよい租税教室を目指し、地域の皆様方にしっかりと認知されるべく努力していきます。

記／長坂 仁志 会員

上記以外で開催された学校
平成23年1月25日(火)
美小学校

担当講師／宇佐美 真幸 会員

平成23年1月26日(水)
矢田小学校

担当講師／岡村 芳恵 会員

担当講師／安藤 宣貴 会員

担当講師／片山 映理子 会員

平成23年2月 3日(木)
愛知教育大付属小学校
担当講師／和田 義雄 会員

T S U B A S H A ● 租税教室

扶養控除の見直し

確定申告
所得税・贈与税の申告・納税は3月15日(火)までに

★「所得控除から手当てへ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、**年少扶養親族(～15歳)**に対する扶養控除を廃止します。

★高校の実質無償化に伴い、**16～18歳までの特定扶養親族**に対する**扶養控除の上乗せ部分**を廃止します。

(1) 改正の具体的な内容

扶養控除の見直しの対象となるのは、扶養親族の年齢が18歳以下の場合は、具体的な影響額は下記の表のとおりです。

所得税の扶養控除額

①一般の扶養親族

年 齢	一般の扶養親族		
	《改正前》		《改正後》
	扶養控除		扶養控除
0歳～15歳	38万円	【①廃止】	0万円
16歳～18歳	63万円	【②縮小】	38万円
19歳～22歳	63万円	【③変更なし】	63万円



②同居特別障害者の場合

従来の制度では同居特別障害者は障害者控除額の40万円に加え、一般的扶養控除に35万円が上乗せされていましたが、18歳以下の扶養親族に対する扶養控除の廃止・縮小により不利益が生じないよう、下記の表のとおり障害者控除を35万円増額することで調整が図られています。

年 齢	同居特別障害者					
	《改正前》			《改正後》		
	扶養控除	障害者控除	合 計	扶養控除	障害者控除	合 計
0歳～15歳	73万円	40万円	113万円	0万円	75万円	86万円
16歳～18歳	98万円	40万円	138万円	38万円	75万円	113万円
19歳～22歳	98万円	40万円	138万円	63万円	75万円	138万円



住民税の扶養控除額

住民税についても、所得税と同様の改正が行われました。具体的な影響額は下記のとおりです。

年 齢	一般の扶養親族		
	《改正前》		《改正後》
	扶養控除		扶養控除
0歳～15歳	33万円	【①廃止】	0万円
16歳～18歳	45万円	【②縮小】	33万円
19歳～22歳	45万円	【③変更なし】	45万円

区民無料税務相談会を開催しました

税理士による無料税務相談会「税を考える週間」に参加して

イオンナゴヤドーム前店にて11月15日(月)16日(火)の2日間にわたり、1階のイベントスペースにて無料税務相談会を開催いたしました。

以前は無料税務相談というと年配の方々が主役でしたが、昨今は若い方の来所比率が大きくなり、税金に対する関心が深まっていることを実感しています。今回も住宅資金贈与、相続問題、起業に関する相談など、若い方の様々な相談がありました。

相談スペースがちびっ子たちの遊び場になってしまった時もあり、微笑ましくも感じることもありましたが、相談内容は切実で、やはり子供手当と扶養控除の改正の件は関心が高いようでした。

時の政権が不安定で、それに伴う政策が脆弱な時は、税金に対する関心は非常に高くなり、相談者も増える傾向にあります。

現政権には、我々が税務相談会を開いても、誰も相談に来ないような、国民が理解しやすく、納得できる税制を築いて欲しいと切に願うところであります。

記／菱田 裕之 会員

平成22年

11月15日(月)

11月16日(火)

イオンナゴヤドーム前

ショッピングセンター



年 齢	同居特別障害者					
	《改正前》				《改正後》	
	扶養控除	障害者控除	合 計		扶養控除	障害者控除
0歳～15歳	56万円	30万円	86万円	(④障害者控除の増額による調整)	0万円	53万円
16歳～18歳	68万円	30万円	98万円		33万円	53万円
19歳～22歳	68万円	38万円	106万円		45万円	63万円

(2) 適用時期

所得税は平成23年分以後(平成23年1月分の源泉徴収から)から、住民税は平成24年分以後(平成24年6月分の徴収から)適用されます。



(※)高校授業料の実質無償化(※)
子ども手当の半額支給開始(月額13,000円)
……4月分より

(所得税)
1月分の源泉徴収から改正

(住民税)
6月分の徴収から改正

(※)高校授業料の実質無償化について

- ◆ 公立高等学校 :授業料を無償とする
- ◆ 国立・私立高校等:「高等学校等就学支援金」を創設

月額9,900円(年額118,800円)を限度として支給される(公立高校生が負担軽減される額と同額)

保護者の所得に応じて一定額加算(1.5倍または2倍)あり

年収250万～350万円未満程度の世帯 月額4,950円(年額59,400円)

年収250万円未満程度の世帯 月額9,900円(年額118,800円)

自分が感じた感謝をみんなに返していける
税理士の仕事をやり続けたい



税理士は
数多くの人と
出会える職業

もあり、何らかの影響を受けたのだと思います。

「すぐに税理士合格してやろう！」と意気込んでスタートしましたが、思うようにはいきません。苦戦しながらも専門学校には4年半通わせて頂き、結果4科目合格。残りの1科目は会計事務所に勤めながら合格しました。難関試験とは知っていたものの、「こんなに大変なのか！」と何度も思いました。

自分一人の力で合格できたとは思っていません。両親・職場の皆さん・友人など、みんなに支えられ合格できました。感謝の気持ちでいっぱいです。これからはその感謝を返していくのが、新たな目標です。税理士は数多くの人と出会える職業だと思います。一つ一つ出会いを大切にし、自分が感じた感謝をみんなに返していく仕事をやり続けたいと思います。

名古屋税理士会 名古屋東支部会員

安藤
Nobutaka Ando

宣
貴会員

簿記について全く何も知らないのに、無謀にも私は税理士を目指すことにしました。それは大学生の時です。当時、就職を考えましたが、「興味のない仕事を一生するのかあ」と悩み、やりたい事を模索した結果、税理士になろうと一念発起。理由は、父親が会計事務所に勤めているからです。何自由なく育ててもらい、両親を尊敬しているというこ



環境に優しい仕事
を継続する事が
大切

名古屋税理士会 名古屋東支部会員

野中
Takafumi Nonaka

隆
文会員

昨年、名古屋でCOP10が開催されました。『自動車』をなるべく使わず『自転車』に乗り毎日の仕事をしている環境にやさしい税理士を紹介します。

私が仕事も含めて自転車を利用するようになったのは42才の頃ですから13年前からです。きっかけは、自転車に負けたからです。

以前から自転車通勤をしている職員がいて、彼が通勤以外で仕事にも自転車を使ってもよいかと尋ねてきたので、交通事故の心配もありましたが、特に禁止する理由もないで彼の申し出を認めま

した。ある日、彼と一緒にクライアントを訪問した時、往きは各々の予定もあり現地で合流しました。仕事が終り、事務所に向かって一緒に出発したはずの彼が、すでに事務所に帰っていました。なぜ自転車の方が早いのかと、ものすごくしゃくにさわりました。それがきっかけです。

自分自身の健康にも役立っていると実感しています。以前は、少しですが血圧が高いと診断され降圧剤を服用していました。特に治療はしていませんでしたが、検査結果の中で正常値からはみ出していた項目がありました。検査結果に明らかなよい変化が見られるようになったのは5～6年前からです。最初の1～2年では何も変化はみられなかったですが、ある程度の期間継続することによって初めて効果が表れてくるものだと思っています。私の場合、特に環境とか二酸化炭素がどうのとかいう観点から自転車利用を始めたわけではないのですが、10年以上続けてきた結果として周りから「環境に優しい」という評価を頂いているわけなので、どんな小さなことでも自分自身で環境に優しいと思った事を続けることが大事だと思います。続けることにより結果として環境に優しく自分自身の健康にもつながることだといえます。

『自転車』に乗り毎日の仕事をしている 環境にやさしい税理士を紹介

税理士のお仕事ってご存知ですか？

税理士は

●税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

●税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

●e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

●税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

●会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

●会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

●補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

●社会貢献

税理士は、独立した公正な立場で、税に関する専門知識や経験を活かし社会貢献に努めています。「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事調停制度や成年後見制度への参画を行っています。